

社会福祉法人擁童協会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人擁童協会（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬及びその支給方法を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「役員等」とは、理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員をいう。

(役員等の出席報酬の額)

第3条 役員等が理事会、監事監査、評議員会及び評議員選任解任委員会に出席した場合の報酬は、1日あたり10,000円(源泉所得税控除後)とする。

(役員等の執務報酬の額)

第4条 役員等（評議員選任解任委員を除く）が前条に規定する日以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合の報酬は、1日あたり10,000円(源泉所得税控除後)とする。

2 前項に規定する役員等が法人業務のため、出張する場合は、執務報酬と実費旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬及び実費旅費の額は、すべて通貨で直接本人に、その全額を支払う。

(重複支給の禁止)

第6条 役員等で法人職員である者（以下「役員等兼務職員」という。）に対しては、報酬は支給しない。但し、役員等兼務職員の勤務を要しない日に理事会等に出席し、又は研修もしくは会議に出席した場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。